

第2部 市勢発展の基本計画

政策1 暮らしやすさが実感できるまちづくり

施策1-1 計画的な土地利用

(1) 施策の目的

秩序を保ちながら土地の有効な利活用を図ります。

(2) 現状と課題

① 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、市街化区域人口の増加に対応できるように設定し、その面的整備を図るため、土地区画整理事業を積極的に推進しています。しかし、一方では道路、下水道、公園などの都市施設が整備されていない地域もあります。

これらを総括した調和のある市街地形成のため、今後も土地区画整理事業の推進と開発行為の適正な指導により生活環境の整備と優良宅地の供給を図るとともに、中心市街地の活性化を推進する必要があります。

北関東自動車道の全線開通や国道408号鬼怒テクノ通りなどの整備により、都市化が進展する中、自然環境の保全などに留意し、より快適な都市環境の形成を図りながら、都市基盤の総合的・一体的な整備や機能維持を図る必要があります。

② 田園・農村ゾーン

農業者の高齢化の進行や、兼業化・離農の増加による混住化などが進み、農村地域の資源である優良農地の保全管理が課題となっている状況にあるため、地域の担い手となる農業者の育成・確保が重要であります。

また、農業・農村の持つ「自然環境の保全」「水資源の涵養」といった多面的機能の維持向上も課題となっています。

このため、認定農業者や集落営農へ農地の集積を図り、優良農地の効率的な利用を促進するとともに、農業者や地域住民が一体となって地域ぐるみの環境保全活動に取り組む必要があります。

③ 産業集積ゾーン

真岡第1から第5工業団地・大和田産業団地と真岡商工タウンについては、本市経済・産業発展の基盤です。自然環境や生活環境の保全、農業振興などに配慮しながら、長期的な工業振興の方向に即して、製造・研究開発・物流などの産業の集積を図る必要があります。

④ 観光交流ゾーン

S L キューロク館周辺、岡部記念館「金鈴荘」及び久保記念観光文化交流館周辺、桜町陣屋跡・高田山専修寺周辺、道の駅「にのみや」周辺、井頭公園周辺を観光交流拠点と位置づけています。これらの拠点を有効に活用するため、施設等の充実や回遊性の向上を図る必要があります。

⑤ スポーツ交流ゾーン

余暇の増大や市民意識の変化に伴いスポーツ・レクリエーションが市民生活の一部となっています。これに対応するため、自然を有効活用した総合運動公園をはじめとする各種スポーツ・レクリエーション施設の整備と充実を図る必要があります。

⑥ 清流ゾーン

鬼怒川や小貝川、五行川、行屋川、大久保川などからなる水辺には、多様な生物が生息し良好な水辺環境が形成されており、保全を図る必要があります。

とりわけ、自然教育センターから、きぬわいわい広場までの鬼怒川周辺の自然を生かした清流ゾーンは、地域に住む人や訪れる人が、自然とふれあい、心身ともに安らぎを感じられる地域として保全を図る必要があります。

⑦ 森林ゾーン

森林ゾーンは、自然環境及び生活環境の保全の面から、平地林の保護、活用及び保安林の維持などを図る必要があります。

現在、根本山が栃木県緑地環境保全地域として指定されていますが、都市化の進行に伴い、市内に散在する緑豊かな自然や希少な動植物の生息環境が失われつつあることから、先人の残した豊かな自然を貴重な財産として次世代に引き継ぐため、積極的に保全する必要があります。

◆ 市域内の連携・交流

市域内の各ゾーンの連携・交流を促進するため、主要道路や生活道路及び公共交通ネットワークの整備を図る必要があります。

◆ 広域交流軸

広域交流軸として、北関東自動車道や国道294号、国道408号鬼怒テクノ通りを含む常総宇都宮東部連絡道路など、産業、文化、観光などの幅広い交流に資する軸の形成を図る必要があります。

(3) 施策の展開

土地は、限られた資源であり、市民の諸活動にとって不可欠の基盤であることから、広く地域住民の福祉の向上に利用されるべきものであります。

計画的な土地利用にあたっては、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に、それぞれの目的に沿って地域を区分し、社会経済情勢の変化に対応しながら効率的な土地利用を推進します。

少子高齢化が急速に進行する中、子どもから高齢者まで、誰もが安心して快適に暮らせる、定住環境の整備を推進します。

① 市街化ゾーン

真岡地区中心市街地、二宮地区中心市街地を中心拠点と位置づけ、良好な都市環境の形成や機能的な都市活動の確保を図ります。

自然環境の保全に留意し、総合的に開発、整備をする必要がある地域として、他の地域との関係にも配慮しながら、その地域の特性に応じ、居住機能や商業・医療・福祉・文化・行政などの都市機能の集積により、活性化を図ります。

② 田園・農村ゾーン

農業の振興を総合的に図る地域として、農業振興地域を適正に管理し、優良農地の確保と荒廃農地の発生防止に努め、安全で安心な食料の安定供給を図ります。

また、優良農地の保全管理のため、認定農業者や集落営農へ農地の集積を促進し、優良農地の効率的な利用を図るとともに、地域ぐるみで農業・農村が持つ多面的機能を維持しながら、豊かな農村の環境保全に努めます。

③ 産業集積ゾーン

第5工業団地と大和田産業団地については、優良企業の誘致を推進します。

また、既存工業団地や真岡商工タウン等の立地企業の定着を図ります。

④ 観光交流ゾーン

観光交流拠点である、S Lキューロク館、久保記念観光文化交流館、真岡井頭温泉や桜町陣屋跡などの施設の充実を図ります。併せて、観光交流拠点を中心に、S L、真岡木綿、日本一の生産量を誇るいちごなど、多様な観光資源を有効活用した観光ネットワークの構築を推進します。

⑤ スポーツ交流ゾーン

総合運動公園と二宮運動場をスポーツや交流の拠点と位置づけ、市民の健康増進と憩いの場として、特色ある自然の景観を生かしながら施設の整備を図るとともに、市民の多様なスポーツ活動や幅広い交流の場として活用し、スポーツを楽しむ人だけでなく、すべての市民が心身ともにリフレッシュできる環境を整備します。

⑥ 清流ゾーン

良好な水辺環境の保全を図り、地域に住む人や訪れる人が、自然とふれあい、心身ともに安らぎを感じられる清流ゾーンの形成に努めます。

⑦ 森林ゾーン

森林は、豊かな水や空気を育み安全で安心できる環境をつくり、更には地球温暖化の防止にも貢献するなど多面的・公益的な機能を持っています。市民の理解と協力の下に貴重な森林の保全を図り、次世代に引き継いでいけるよう努めます。

◆ 市域内の連携・交流

高齢社会が急速に進行する中、市域内の連携・交流を促進するため、幹線道路・主要道路・生活道路の新設・改良により効率的で機能的な道路ネットワークの形成を図ります。

また、高齢者などの移動手段を確保するため、「いちごタクシー」や「コットベリー号」の利便性の向上に取り組み、公共交通ネットワークの整備を図ります。

◆ 広域交流軸

県の基本戦略である「北関東クロスコリドール構想」における「スカイコリドール」と「オーシャンコリドール」のクロスポイントに位置する優位性を活かし、北関東自動車道などによる太平洋と日本海とに連なる広域的な連携・交流に資する軸と、常総宇都宮東部連絡道路などによる成田国際空港と福島空港を介した、国内及び世界の国々との産業、文化、観光などの交流に資する軸の形成を図ります。

併せて、真岡鐵道とＪＲ水戸線、関東鉄道常総線と連携を強化するとともに、真岡鐵道の利便性を確保し、多様な交流に資する軸の形成を図ります。

ア 公共用地の取得

イ 都市計画区域区分の変更

ウ 土地区画整理事業の推進及び優良宅地の造成並びに公共施設の整備改善

エ 中心市街地活性化の推進

オ 真岡農業振興地域整備計画の見直し

カ 優良農用地の保全、確保

- キ 農用地の高度利用促進
- ク 農業生産基盤整備の推進と生活環境施設の整備
- ケ 真岡市平地林保全計画に基づく森林の保全と活用
- コ 保安林の維持と環境整備
- サ 自然環境の保全と希少な動植物の生息環境の保護
- シ 文化財の保護、整備
- ス 緑と水辺環境の確保
- セ 総合運動公園の整備推進
- ソ 五行川遊水地の保全と活用

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
宅地化率※1	56.0%	57.7%	1.7
工業用地利用率※2	92.8%	100%	7.2
ほ場整備率※3	76.2%	80.1%	3.9

※1 宅地化率は、市街化区域内宅地面積／市街化区域面積

※2 工業用地利用率は、分譲済面積／工場用地面積

※3 ほ場整備率は、田畑整備面積／農業振興地域内農用地面積

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
田	6,690 ha	6,672 ha	△18 ha
畑	1,962 ha	1,915 ha	△47 ha
宅地	2,334 ha	2,363 ha	29 ha
池沼	18 ha	18 ha	0 ha
山林	1,498 ha	1,491 ha	△7 ha
原野	94 ha	92 ha	△2 ha
雑種地	667 ha	692 ha	25 ha
その他	3,458 ha	3,478 ha	20 ha
合 計	16,721 ha	16,721 ha	0 ha

基準年次は平成25年真岡市統計書による

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・法律等を遵守して、秩序を保ちながら土地の有効な利活用に努めます。
- イ 行政 ・秩序を保ちながら、適切な土地利用の誘導を図り、だれもが安心して快適に暮らせる環境整備に努めます。

施策１－２ 良好な市街地の形成

（１）施策の目的

住環境水準（街路、公園緑地等）の向上を図ります。

良好な街なみ（景観、水辺空間等）の形成を図ります。

（２）現状と課題

昭和４５年８月４日、都市計画法に基づき、市全域が宇都宮都市計画の指定を受け、昭和４５年１０月１日、市街化区域と市街化調整区域に線引きしました。

その後、合併や一部見直しなどがあり、現在は市街化区域が１,６７８ｈａ、市街化調整区域が１５,０４３ｈａとなっています。また、用途地域については、第一種低層住居専用地域２３２．８ｈａ、第一種中高層住居専用地域２３７．１ｈａ、第二種中高層住居専用地域１４４．８ｈａ、第一種住居地域２８２．９ｈａ、第二種住居地域１００．３ｈａ、準住居地域１７．２ｈａ、近隣商業地域７１．５ｈａ、商業地域３８．２ｈａ、準工業地域１６．１ｈａ、工業地域７７．０ｈａ、工業専用地域４６０．１ｈａであります。

準防火地域については、昭和６０年１２月１０日、用途地域の見直しと併せて都市防災を図るため建築物の密度の高い商業地域、近隣商業地域等を準防火地域として指定しました。

都市計画区域の面積は１６,７２１ｈａ、人口は８１,２４２人（平成２６年４月１日現在毎月人口調査）で、人口密度は４．９人／ｈａとなっています。

用途地域については、土地区画整理事業、工業・産業団地の造成などで整備される地域では、事業の推移を見て、また、社会情勢の変化に伴い将来のまちづくりに変化が生じる地域については、その実態を考慮し、一部を見直しする必要があります。

ア 街 路

現在の都市計画道路は１・３・１号（北関東自動車道）をはじめ３９路線で、その延長は１０７,８１０ｍであります。このうち、平成２５年度末の整備状況は、整備済延長９１,２９５ｍで整備率８４．７％となっています。

しかし、街路の整備は進んでいるものの、市街地では依然として通勤時に一部の区間で混雑しています。このため、その状況にある区間の整備推進、環状線的役割を果たす幹線街路の一部未整備区間と事業化未着手街路の整備を進める必要があります。

本市産業の発展に重要な路線となる北関東自動車道は、平成２３年３月に全線開通し、国道４０８号鬼怒テクノ通りについては平成２５年１２月に都市計画道路真岡壬生線より北側が開通し、真岡南バイパスが事業進捗中であります。

イ 歩行者専用道路

現在の都市計画道路は8・6・301号（中郷線）をはじめ8路線でその延長は、6,549mであります。平成18年度末に整備率が100%となっています。

これらの路線は、学校・公園など各施設との連絡を図り、子どもや高齢者、障がい者などの歩行者の安全はもちろん、散策、休憩、語らいなどの快適な都市空間として整備されており、適切な維持管理による快適性の向上を図る必要があります。

ウ 公園

現在、都市公園の総数は、鬼怒緑地を含め87カ所、342.57haとなっています。平成25年度末の整備済状況は、街区公園（寺久保公園など）64カ所、近隣公園（熊倉公園など）12カ所、地区公園（城山公園）1カ所、特殊公園（歴史公園：桜町史跡公園）1カ所、運動公園（総合運動公園）1カ所、広域公園（井頭公園）1カ所、緑地（鬼怒緑地）1カ所の計81カ所、256.18haとなっています。

街区公園、近隣公園は土地区画整理事業の中で整備したもので、今後もこの事業により各地に適切な規模で配置する必要があります。

鬼怒緑地については、フレ・キヌ・スコーレ計画に基づき概ね施設の整備が完了しているが、今後も自然を生かした緑地の水辺空間等として適正に保全する必要があります。

総合運動公園については、スポーツ振興、市民の健康づくりや交流・ふれあいの場に加え、防災拠点としての機能を備えた公園として整備充実を図ります。

エ 土地区画整理事業

昭和42年に完成した長瀬地区をはじめとし、17地区757.4haが完成しています。

現在は、長田地区、亀山北地区、中郷・萩田地区の3地区164.7haを組合施行で実施しています。

今後も、市街化区域の面的整備にあつては、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地区画整理事業を基本事業として計画的に推進する必要があります。

（3）施策の展開

少子高齢化による社会構造の変化、都市機能の拡散が進む中、「人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市」を目指し、個性的で緑豊かな農業・工業・商業が調和した、活力と魅力あるまちづくりを推進するとともに、都市機能の充実を図ります。

平成26年3月に策定した真岡市都市計画マスタープランを基に、「自然と都市が調和する快適な都市づくり」の実現に向け、市民や事業者・まちづくり団体と行政が一体となって取り組む協働のまちづくりを推進します。

市街化区域においては、土地区画整理事業を中心とした個性ある街並み形成や屋外

広告物法による規制をはじめ電線地中化などによる良好な景観形成、すべての人にやさしい街路や公園などの整備、上下水道の整備などにより、快適な暮らしが実感できるまちづくりを推進し、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。

また、用途地域については、現況の実態から、市民の利便性の向上や今後の街並み形成の実現など、まちづくりの変化を考慮し、適切に検討します。

ア 街 路

広域的な交流・連携を図る、国道408号鬼怒テクノ通りや地域の交流・連携を促進する都市計画道路については引き続き整備を推進します。また、長期事業化未着手となっている都市計画道路については、地域の実情を踏まえつつ、引き続き整備を促進します。

身近な道路・交通については、通学路の安全確保や緊急車両の通行確保などの地域の要望を踏まえ、整備を促進します。

なお、整備を促進する街路は次のとおりであります。

街 路 番 号	路 線 名	整備延長	付 帯 施 設
3・2・2	鬼 怒 テ ク ノ 通 り	3,100m	
3・3・2	真 岡 二 宮 線	2,250m	
3・4・3	石 法 寺 久 下 田 線	3,205m	
3・4・4	真 岡 壬 生 線	80m	
3・4・305	下 籠 谷 大 前 線	1,460m	橋りょう2カ所
3・4・306	中 郷 八 木 岡 線	940m	
3・4・308	亀 山 八 木 岡 線	770m	
3・4・311	伊 勢 崎 中 線	730m	
3・4・317	北 原 線	1,010m	
計	9路線	13,545m	

イ 歩行者専用道路

緑ある公共空間としての散策、休憩、語らいなど子どもや高齢者、障がい者など市民のふれあいの場として、さらに自動車社会に対応できる安全施設として整備された歩行者専用道路については、適正な利用が図れるよう、維持管理に努めます。

ウ 公 園

自然とのふれあいを通じてスポーツ、レクリエーションの場として、さらには災害時の避難場所として、子どもから高齢者までいきいきとふれあえ、安心して子育てができる公園を土地区画整理事業等により整備します。

なお、整備を促進する公園は次のとおりであります。

公 園 番 号	名 称	種 別	整備面積
２・２・３４２	上 宿 公 園	街 区 公 園	０．３０ｈａ
２・２・３５６	下籠谷大野公園	街 区 公 園	０．１０ｈａ
２・２・３５７	下鷺谷山野公園	街 区 公 園	０．２０ｈａ
２・２・３５８	亀山北原公園	街 区 公 園	０．１５ｈａ
２・２・３５９	亀山北浦公園	街 区 公 園	０．１４ｈａ
未 定※１	中郷・萩田公園１号	街 区 公 園	０．１７ｈａ
未 定※１	中郷・萩田公園２号	街 区 公 園	０．１９ｈａ
未 定※１	中郷・萩田公園３号	街 区 公 園	０．１６ｈａ
３・３・３１２	亀 山 北 公 園	近 隣 公 園	１．００ｈａ
６・５・３０１	総 合 運 動 公 園	運 動 公 園	１８．９０ｈａ ※２
計			２１．３１ｈａ

※１都市計画決定後付番となります。

※２総合運動公園については、全体面積が２６．６０ｈａのうち整備済み面積が
 ７．７０ｈａであり、残りの１８．９０ｈａが未整備となっております。

エ 土地区画整理事業

土地区画整理事業によって、街路、公園、水路、上下水道など、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、健康で明るく住みよい安全なまちづくりを行います。

なお、事業実施にあたっては、地域の特性を生かした個性豊かで景観の優れた住みよいまちづくりを推進します。

（ア）現施行地域の早期完成に向けた土地区画整理事業の推進

地 区 名	面 積	施 行 年 度
長 田	９７．９ｈａ	H ２～H ３１
亀 山 北	４９．７ｈａ	H １４～H ２８
中 郷 ・ 萩 田	１７．１ｈａ	H ２３～H ３６

（イ）未整備地区における土地区画整理事業の推進

（４）施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成２５年度)	目 標 年 次 (平成３１年度)	増 減
市 街 化 区 域 整 備 率	７４．１％	７６．２％	２．１
市街化区域１人当たりの公園面積	１０．０㎡	１０．３㎡	０．３㎡
都 市 計 画 道 路 整 備 率	８５．６％	８８．０％	２．４

良好な市街地と感じる割合※	81.2%	82.0%	0.8
---------------	-------	-------	-----

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

ア 土地利用構成表

(単位: ha (%))

区 分		基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
商業地域	商業地域	38.2 (2.28)	38.2 (2.23)	0 (△0.05)
	近隣商業地域	71.5 (4.26)	71.5 (4.18)	0 (△0.08)
	商業系地域小計	109.7 (6.54)	109.7 (6.41)	0 (△0.13)
住居系地域	第1種低層住居専用地域	232.8 (13.87)	232.8 (13.61)	0 (△0.26)
	第1種中高層住居専用地域	237.1 (14.13)	237.1 (13.86)	0 (△0.27)
	第2種中高層住居専用地域	144.8 (8.63)	144.8 (8.46)	0 (△0.17)
	第1種住居地域	282.9 (16.86)	282.9 (16.53)	0 (△0.33)
	第2種住居地域	100.3 (5.98)	100.3 (5.86)	0 (△0.12)
	準住居地域	17.2 (1.02)	17.2 (1.01)	0 (△0.01)
	住居系地域小計	1,015.1 (60.49)	1,015.1 (59.33)	0 (△1.16)
工業系地域	工業専用地域	460.1 (27.42)	492.0 (28.76)	31.9 (1.34)
	工業地域	77.0 (4.59)	78.0 (4.56)	1.0 (△0.03)
	準工業地域	16.1 (0.96)	16.1 (0.94)	0 (△0.02)
	工業系地域小計	553.2 (32.97)	586.1 (34.26)	32.9 (1.29)
用途地域合計 A		1,678.0 (100.00)	1,710.9 (100.00)	32.9 (0)
市街化区域		1,678.0 (10.04)	1,710.9 (10.23)	32.9 (0.19)
市街化調整区域		15,043.0 (89.96)	15,010.1 (89.77)	△32.9 (△0.19)
都市計画区域 B		16,721.0 (100.00)	16,721.0 (100.00)	0 (0)
市街地の割合 A/B		10.04%	10.23%	0.19

イ 都市施設計画

区 分		基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
街 路	延 長	91,295 m	94,087 m	2,792 m
歩行者専用道路	延 長	6,549 m	6,549 m	0 m
公 園	箇 所 数	81カ所	90カ所	9カ所
	総 面 積	256.18 ha	264.59 ha	8.41 ha
	市民1人当たり 面 積	31.5 m ² /人	33.0 m ² /人	1.5 m ² /人
土地区画整理	箇 所 数	20カ所	20カ所	0カ所

事業	面積	880.3ha	915.8ha	35.5ha
----	----	---------	---------	--------

(6) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・公共事業などのまちづくりへの積極的な参加・提案をします。

イ 行政 ・都市基盤の整備を促進し良好な都市環境形成を図ります。

施策 1－3 バリアフリーのまちづくり

(1) 施策の目的

すべての市民が、安全で安心して暮らせる、バリアフリーのまちづくりを推進します。

(2) 現状と課題

超高齢社会を迎えて、社会的な課題として公共施設や公共交通機関のバリアフリー化の必要性が強く求められています。

背景には、平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と、平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が統合され、平成18年に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行となり、高齢者、障がい者等の、移動上及び施設の利用上の利便性や、安全性向上を図ることが求められています。

市内の公共施設のうち、図書館、公民館、情報センター、勤労者研修交流施設チャットパレス、スポーツ交流館、二宮コミュニティセンターなどは、バリアフリー化されていますが、その他、利用頻度の高い施設のバリアフリー化が急務となっています。

そして、すべての市民が、安全で快適な日常生活を営むことができるよう、人に優しいまちづくりを積極的に進めていくことが必要です。

(3) 施策の展開

高齢者、障がい者を含むすべての市民に対して、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化の対応が求められており、エレベーター、多機能トイレ、点字案内、絵文字などの整備に努めます。

ア 建築物、道路、公園などの公共施設のバリアフリー化の推進

イ 商店街、病院、福祉施設などの民間施設のバリアフリー化の促進

ウ 駅、商店街、病院、福祉施設、路外駐車場、公園などを結ぶ歩道等のバリアフリー化の推進

エ 公共交通機関のバリアフリー化の促進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
歩道を通行する際に段差などにより不自由さを感じている人の割合※	41.5%	39.0%	△2.5
公園を利用する際に段差などにより不自由さを感じている人の割合※	27.9%	25.0%	△2.9
公共の建物を利用する際に段差などにより不自由さを感じている人の割合※	36.0%	33.0%	△3.0
バスや鉄道を利用する際に段差などにより不自由さを感じている人の割合※	42.3%	40.0%	△2.3
民間の施設を利用する際に段差などにより不自由さを感じている人の割合※	36.0%	34.0%	△2.0
バリアフリー化された市有建築物の割合	46.7%	51.6%	4.9
バリアフリー化された公園の割合	38.5%	39.8%	1.3
バリアフリー化された公衆トイレの割合	40.9%	45.4%	4.5

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
バリアフリー化された 市有建築物数	14カ所	16カ所	2カ所
バリアフリー化された 公園数	37カ所	39カ所	2カ所
バリアフリー化された 公衆トイレ数	9カ所	10カ所	1カ所

(6) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・高齢者、障がい者、乳幼児のいる世帯などへの理解と関心を高めるとともに、所有する施設等のバリアフリー化に努めます。

イ 行政 ・建築物、道路、公園などの公共施設のバリアフリー化に努めます。

施策１—４ 道路ネットワークの整備

（１）施策の目的

幹線道路の整備を促進するとともに道路網の整備を進め、効率的で機能的な道路ネットワークを形成します。

（２）現状と課題

本市の現状は、市街地においては、街路事業、土地区画整理事業などによって都市計画道路の整備が図られ、環状線としての機能もほぼ形成されており、市内中心部の交通量が分散傾向にあります。郊外においては、道路改良事業や土地改良事業などにより、生活道路の整備が図られております。しかし、依然として地域間を連絡する道路の整備や、集落内の狭^{きょう}いな道路の改良が望まれています。一方、老朽化した道路や橋りょうの計画的な維持修繕の必要性も高まっています。

国道・県道については、国道４０８号鬼怒テクノ通りの真岡バイパス区間から真岡宇都宮バイパス区間が供用開始され、国道２９４号に接続される真岡南バイパス

３．１kmも、事業が着手されました。国道１２１号、国道２９４号の改良や主要地方道栃木二宮線の改良、一般県道西田井二宮線においても、整備促進が図られている状況です。

また、北関東自動車道については、高崎ジャンクションからひたちなかインターチェンジ区間の全線が開通しました。

今後は、広域にわたる地域間の交流・連携の促進と、経済の発展のため、さらなる道路網の整備促進を図り、効率的で、機能的な道路ネットワークを形成することが必要です。

（３）施策の展開

北関東自動車道や国道４０８号鬼怒テクノ通りなどの幹線道路を核とした主要道路の新設・改良を促進するとともに、生活道路の整備推進を図り、体系的な道路ネットワークの形成に努めます。

また、老朽化した道路や橋りょうの計画的な維持修繕を行います。

ア 国道４０８号鬼怒テクノ通り真岡南バイパスの早期建設促進

イ 国道１２１号、国道２９４号の早期整備促進

ウ 主要地方道栃木二宮線の早期建設促進

エ 一般県道西田井二宮線の早期整備促進

オ 一般県道石末真岡線の早期整備促進

カ 一般県道西小埜真岡線の早期整備促進

キ 主要地方道、県道の整備促進

ク 市道１１３号線（都市計画道路長田中線の延伸）の建設推進

ケ 市道２８９号線（大和田産業団地へのアクセス道路）の建設推進

コ 市道の改良、舗装による生活道路の整備推進

サ 市道及び橋りょうの計画的な維持修繕

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
市道改良率	72.6%	73.4%	0.8
市道舗装率	95.6%	97.8%	2.2
橋りょう(橋長15m以上)の修繕実施率※	0%	54.8%	54.8

※31橋中17橋を修繕予定

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
市道改良延長	928.5km	966.5km	38km
市道舗装延長	1,223.2km	1,288.2km	65km

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・道路ネットワークを利用した、地域間交流や経済活動を行います。
- イ 行政 ・道路ネットワークを考慮し、積極的な道路整備の推進に努めます。
・道路や橋りょうの計画的な維持修繕に努めます。

施策１－５ 公共交通ネットワークの整備

（１）施策の目的

市民及び市内の公共交通機関利用者のニーズに対応し、便利で安心・迅速な移動ができるようにします。

（２）現状と課題

本市の公共交通機関には、真岡鐵道と生活バス路線に加え、新たな公共交通である「いちごタクシー」と「コットベリー号」があります。

真岡鐵道の利用者は、平成６年度から年々減少し、特に平成２３年度は東日本大震災の影響を受け、年間利用者数が１００万人を割り込みましたが、平成２４年度以降は１００万人台を回復しています。

今後も、沿線自治体などと連携し、経営安定化のため利用者数の増加を目指し、沿線住民の利用促進、ＳＬの運行による圏域外からの誘客などに努めていく必要があります。

バス路線については、東野交通が真岡と宇都宮方面を結ぶ４路線、関東バスが真岡～石橋線の、合わせて５路線があります。平成２６年４月からは、東野交通が、真岡～インターパーク～雀宮線の運行（土曜・日曜・祝日のみ）を開始しました。バス路線の利用者数は、年々減少傾向にありましたが、平成２４年度には増加に転じました。引き続き、市民や市外からの通勤、通学者への利用啓発を図るとともに、県や関係市町と連携し路線を維持、存続していく必要があります。なお、バリアフリー化対策として、車いすで乗降できる低床バスが約６０％導入されています。

平成２３年２月に、真岡市地域公共交通総合連携計画を策定し、平成２３年１１月から「いちごタクシー」、平成２４年１０月から「コットベリー号」の実証運行を開始し、平成２６年４月から本格運行しています。いちごタクシーの利用者数は、連携計画に掲げた目標である１日あたり７５人を超えて推移していますが、コットベリー号の利用者数は、目標である１日あたり６０人に達していないため、今後も利用方法の周知や運行方法の改善等を実施していく必要があります。

【真岡鐵道乗車人員の推移】

区 分	総乗車人員	１日平均	普通	定期	ＳＬ
平成２１年度	１,０６０千人	２,９０５人	２５７千人	８０３千人	３９千人
平成２２年度	１,０３４千人	２,８３２人	２４４千人	７９０千人	３１千人
平成２３年度	９９０千人	２,７０６人	２２１千人	７６９千人	２７千人
平成２４年度	１,０２４千人	２,８０５人	２４１千人	７８３千人	３４千人
平成２５年度	１,０２９千人	２,８１９人	２３６千人	７９３千人	３１千人

※総乗車人員及び１日平均はＳＬ乗車を除いた人数

【市内路線バス乗車人員の推移】

路 線 名	東野交通（株）				関東自動車（株）	合 計
	石法寺	石法寺・芳賀日赤	亀山	橋場	石橋	
平成 21 年度	289,180人	39,229人	11,600人	85,316人	115,917人	541,242人
平成 22 年度	257,482人	38,732人	6,888人	81,920人	110,580人	495,602人
平成 23 年度	266,450人	30,274人	7,701人	80,271人	110,599人	495,295人
平成 24 年度	254,091人	34,625人	11,411人	93,661人	108,936人	502,724人
平成 25 年度	286,712人	50,521人	13,791人	99,781人	113,330人	564,135人

※期間は各年度とも10月1日から翌年9月30日まで

【いちごタクシー・コットベリー号の1日当たりの利用者数の推移】

区 分	いちごタクシー	コットベリー号
平成 23 年度	36.3 人	—
平成 24 年度	72.1 人	29.4 人
平成 25 年度	82.8 人	41.6 人

（３）施策の展開

真岡鐵道については、通勤・通学や、子どもや高齢者などの交通手段として、日常生活に不可欠なものであり、今後も利便性を向上させ、一層の利用促進を図ります。

さらに、真岡鐵道とＪＲ水戸線や関東鉄道常総線との連携強化を図るなど、地球環境問題や急速に進行する高齢社会に対応した人と環境にやさしい、総合的な公共交通ネットワークの形成に努めます。

バス路線についても日常生活に欠かせない生活路線として確保維持し、地域住民の利便を図ります。

いちごタクシーとコットベリー号については、特に自家用車などを運転できない高齢者等の交通手段として重要な役割を担っており、引き続き利用状況を十分に検証するとともに、アンケート調査等により、利用者等の要望を把握し、利便性の向上に努めます。

ア 真岡鐵道利用促進

イ 真岡鐵道沿線開発の推進

ウ 真岡鐵道施設整備の促進

エ 真岡鐵道への財政支援

オ 真岡鐵道とＪＲ水戸線や関東鉄道常総線との連携の推進

カ 生活バス路線の維持確保

キ いちごタクシーとコットベリー号の運行及び利用促進

ク 市内公共交通機関（真岡鐵道・バス路線・いちごタクシー・コットベリー号）の相互連携の推進

ケ 地域公共交通総合連携計画の改定

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
公共交通（バス・鉄道・いちごタクシー・コットベリー号）が利用しやすいと感じている市民の割合※1	20.8% ※2	35.0%	14.2
いちごタクシー 1日当たりの利用者数	82.8人	83人	0.2人
コットベリー号 1日当たりの利用者数	41.6人	60人	18.4人

※1 市民意向調査結果による

※2 基準年次（平成25年度）は、バス・鉄道が利用しやすいと感じている市民の割合

(5) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・公共交通の役割を理解し積極的に利用します。

イ 行政 ・市民や利用者のニーズを的確に把握し、地球環境問題や急速に進行する高齢社会に対応した総合的な公共交通ネットワークの整備に努めます。

施策１－６ 地域情報化の推進

（１）施策の目的

真岡市のＩＣＴ（情報通信技術）を活用した行政情報サービスを、地域間の格差なく、「必要な時に、いつでも・どこでも・何でも・だれでも、安心・安全に受けられる」ようにします。

（２）現状と課題

ＩＣＴの飛躍的な進展は、社会・経済・生活・文化において、利便性の向上やコミュニケーション形態の多様化など、様々な面で大きな変化をもたらしています。

本市では、平成７年３月にテレトピア構想^{※１}モデル都市の指定を受けるとともに、策定した「真岡市テレトピア計画」を地域情報化の中心的計画と位置付け、その推進の中核として、平成９年５月に真岡市情報センターを開館しました。

平成２３年６月には、国の交付金制度を活用した地域情報通信基盤整備事業（ケーブルテレビエリア拡張事業）が完成し、地上デジタル放送への移行に伴う難視聴地区の解消を図るとともに、市内全域でケーブルテレビの視聴が可能となる環境が整いました。また、平成２５年度には、通信設備整備事業を実施し、市内全域でケーブルテレビ回線によるインターネット接続サービスが可能になりました。今後は、これらの施設の有効活用を図るため、インターネットを利用した行政情報の提供や双方向性通信機能を活用したシステムの構築により、加入促進を図っていく必要があります。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、重要な行政情報を保全し、災害や事故等の発生時においても業務が継続できるよう、自治体クラウド^{※２}やＡＳＰ^{※３}サービスの利用検討も求められています。

一方、ＩＣＴを活用したシステムは、利用者にとって便利な反面、その仕組みを利用したトラブルや犯罪、複雑化・高度化するサイバー攻撃^{※４}が増加しており、これらに対応するため、適切な情報セキュリティポリシー^{※５}対策を講じていくことが重要であり、行政側の情報セキュリティポリシーに基づく対応はもとより、市民や企業に対しても情報セキュリティポリシーの重要性や情報モラルについての周知啓発を充実強化していくことも必要です。

(3) 施策の展開

I C Tの活用により、豊かな市民生活と活力ある地域社会を実現するため、「いつでも・どこでも・何でも・だれでも、安心・安全に利用できる」いわゆる「ユビキタスネットワーク社会※⁶」への的確な対応を図っていきます。

- ア 「真岡市テレトピア計画」の改定
- イ ネットワークシステムの充実による市民サービスの向上
- ウ 情報センターを中心とした情報通信ネットワークの整備・充実
- エ ケーブルテレビ施設の有効活用
- オ 情報化推進体制の充実
- カ 情報化に対する市民への啓発
- キ 個人情報保護とシステムのセキュリティ対策
- ク 災害や事故等の発生時における、業務継続確保の検討

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
いつでも、どこでも、 行政情報サービスを受けている市民の割合※	11.4%	20.0%	8.6
ケーブルテレビの普及率(総世帯)	11.1%	18.0%	6.9

※ 市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
自治体クラウドやASPサービスを利用しているシステム数	5種	10種	5種

(参考) クラウドやASPを利用したシステム

- ①図書貸出予約システム
- ②例規類集管理システム
- ③デジタルサイネージ(電子看板)システム
- ④課税状況調査システム
- ⑤かんたん財務システム

（６）市民と行政の役割分担

- ア 市民
 - ・情報通信の積極的な利用に努めます。
 - ・ＩＣＴを活用した行政サービスの利用に努めます。
- イ 行政
 - ・市民ニーズに応じたＩＣＴシステムの整備に努めます。
 - ・適正な情報管理と電子自治体^{※７}の推進に努めます。

※１ テレトピア構想

1983 年から郵政省（現総務省）が始めた地域情報化のための助成措置のこと。「テレトピア」は、「テレコミュニケーション（電気通信）」と「ユートピア（理想郷）」を合わせた造語

※２ 自治体クラウド

自治体が住民情報などを民間のデータセンターに移し、ネットワーク（クラウド）上でサービスを受けられる環境のこと

※３ ＡＳＰ（Application Service Provider）

インターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービスのこと

※４ サイバー攻撃

コンピュータシステムやインターネットなどを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの搾取や破壊、改ざんなどを行い、標的のシステムを機能不全に陥らせること

※５ 情報セキュリティポリシー

組織内の情報セキュリティ（安全性や信頼性）を確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書のこと

※６ ユビキタスネットワーク社会

生活や社会の至る所で、何ら制約を受けず、自由に、ストレスなく、安心して利用できる情報通信ネットワークや通信サービスの環境が整った社会のこと

※７ 電子自治体

行政サービス向上のために、情報通信技術を利用して様々な事務手続きを行い、市民の利便性向上が図れる自治体のこと

政策２ 学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり

施策２－１ 生涯学習の推進

（１）施策の目的

市民に学習機会を提供することにより、生涯にわたって学習テーマを持ち、学習できるよう推進します。

（２）現状と課題

社会環境の変化により、価値観の多様化、余暇の増大、少子高齢社会の中で、市民一人一人がその個性や能力を伸ばし、生涯にわたって生きがいのある生活が送れるよう、だれもが自分に適した方法で自発的に学習する意欲が、今後さらに増大していくものと考えられます。このため、市民の自己学習と学び合う学習の場としての生涯学習環境の整備や推進体制の充実強化に努める必要があります。

現在、生涯学習関連事業は、市民憲章を柱に教養・趣味・スポーツ・レクリエーション分野や健康・福祉など多岐多様にわたっています。

公民館では、各種の市民講座・教室などを実施し、その修了生が愛好会などを結成し、活発に活動を展開しているほか、市民が、いつでも、どこでも、だれでも学習できるよう、出前講座を実施しています。

市民会館では、音楽・演劇・映画などの自主事業や共催事業、芸術鑑賞会による事業を実施しており、また、育成団体、市民団体においても各種の事業が実施されています。

図書館では、市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入し、開館時間の延長や開館日を増やし、図書館蔵書の充実や様々な自主事業等を実施しています。

老人研修センターでは、市内老人クラブ会員を対象にレクリエーション、講話、創作活動などの研修を実施しています。

科学教育センターでは、市内小学３年から中学３年までの全員に対して、学校教育の一環として、理科の観察実験・天体の学習指導を集中的に実施するほか、生涯学習の一環として、プラネタリウムの一般公開、『科学の広場』として、ものづくり教室、天体観望会などを実施しています。

しかし、各施設における事業については、市民の多様化した学習ニーズを的確に反映し、それをいかに市民の学習活動に活かしていくかが重要となっています。

今後は、情報化や国際化、さらに少子高齢社会を踏まえ、団塊の世代をはじめ幅広い市民各層の参加による生涯学習活動を推進するため、インターネットを活用し多様な学習情報をいち早く提供するシステムづくりとともに、各施設の機能充実や総合的な連携を図る必要があります。

(3) 施策の展開

ア 推進体制の強化

- ・生涯学習推進組織の強化

イ 多様な学習機会の提供と学習プログラムの開発

ウ インターネットの活用による学習情報提供

エ 中高年の学習意欲を促す啓発活動の推進

- ・中高年を対象とした学習メニューのPR拡大

オ 生涯学習活動の推進

- ・公民館活動の充実
- ・図書館活動の充実
- ・生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ・科学教育センター活動の充実
- ・老人研修センター活動の充実
- ・団体・グループ活動の指導者の育成
- ・団体・グループの育成
- ・地域の生涯学習活動の推進

カ 生涯学習施設の整備

- ・地域公民館の整備

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年次 (平成31年度)	増 減
学習テーマを持って日頃 学習に取り組んでいる市 民の割合※	27.0%	35.0%	8.0
生涯学習に関する市民講 座数及び参加延べ人数	133講座 12,786人	140講座 13,000人	7講座 214人
出前講座数及び参加延べ 人数	129講座 2,923人	150講座 3,500人	21講座 577人

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

生涯学習活動の充実

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
公 民 館 利 用 人 数	34,421人	40,000人	5,579人
公民館定例利用団体数	30団体	35団体	5団体
青年女性会館利用人数	32,130人	35,000人	2,870人
青年女性会館定例利用団体数	31団体	35団体	4団体
図書館(室)利用人数	227,071人	240,000人	12,929人
図書館(室)蔵書数	277,415冊	310,000冊	32,585冊
図書貸し出し数	253,202冊	280,000冊	26,798冊
生涯学習館利用人数	21,500人	22,500人	1,000人
老人研修センター利用人数	2,435人	2,500人	65人
科学教育センター利用人数	6,062人	7,000人	938人

生涯学習施設整備

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
二宮コミュニティセンター	1館	1館	0館
公 民 館	1館	1館	0館
公 民 館 分 館	5館	5館	0館
地 域 公 民 館	157館	162館	5館
青年女性会館	1館	1館	0館
図 書 館	1館	2館	1館
生 涯 学 習 館	0館	1館	1館
老人研修センター	1館	1館	0館
科学教育センター	1館	1館	0館
野外活動センター	1館	1館	0館

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・生涯にわたり自主的・積極的に学習に取り組みます。
- イ 行政 ・生涯学習にかかわる事業を総合的、効果的に推進するため、関係機関の相互連携、協力を図り、市民の自主学習活動の進展に努めます。
- ・講座などを通じて生涯学習のきっかけをつくり、自主活動団体としての活動を支援していくために、学習機会や学習の場の提供等、学習環境の整備を進めます。

施策２－２ 小・中学校の教育の充実

（１）施策の目的

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視した確かな学力と道德教育や体育など豊かな心や健やかな体を育成することにより、「生きる力」を身につけた次代を担う子どもたちの育成を図ります。

（２）現状と課題

近年における社会や経済の急激な変化の中で、地域・家庭をはじめ子どもたちを取り巻く環境はますます複雑化してきております。

また、科学技術や情報化の進展に加え国際化が進む中、保護者や地域社会の学校教育に対するニーズも多様化しています。子どもたちの心身の健やかな成長はもとより、学力の向上、人権尊重や規範意識も育みつつ、たくましく社会で生き抜く力の育成など学校教育の質的、量的見直しが問われています。

これらの現状をふまえ、本市の学校教育を推進するにあたりいくつかの課題が挙げられます。

子どもたちが学ぶ環境としての適正な学校規模の確保をはじめ、英語教育及び教育国際交流の推進、いじめや不登校、問題行動への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への教育の充実、外国人就学児童生徒への対応、効果的な指導のあり方、教員の資質の向上などであります。

これらの課題に対応するため真岡市教育委員会としては、「知・徳・体」の調和のとれた「人づくり」のため、次の５項目を基本方針として教育施策を推進しています。

《真岡市教育委員会の基本方針》

１．「啐啄（そったく）の機」を大切にする教育の推進

適切なときに適切な場所で適切な指導を行う。

児童生徒の生活環境、性格、能力、考え方、心理状態などを的確に捉え、実態を踏まえつつ適切な時期に適切な指導を行う。

「適切」を見極める目と力を養う。

２．形を整え、形を大切にする教育の推進

形はこころを高め、こころは形を整える。

元気なあいさつと感謝のことば、服装を整え、姿勢を保つ。

３．熱意あふれる教育の推進

教師としての使命感や熱意、愛情が子どもや保護者のこころを動かす。信頼関係の構築

４．説明責任が果たせる教育の推進

開かれた学校を目指す。学校評価結果を的確に伝える。

５．数値目標で成果を確認する教育の推進

到達目標を明らかにし、結果を確かめる。

学力向上を目指し、そのための学習環境の整備を行い、協力体制の育成に努める。

ア 学びを育む「知育」

「確かな学力」とは、知識や技能に加え、思考力、判断力、問題解決力、表現力、学習意欲などを含めた力ととらえることができます。

各学校は学びにおける数値目標を掲げ、特に基礎的・基本的な知識・技能の取得と思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく行うとともに、学校課題を設定し、その解決のための校内研修、授業公開を積極的に行う必要があります。

「科学する心」を育て、理科教育の充実を図るために「科学教育センター」を設置しています。

イ 心の教育の推進「徳育」

「心の教育」については、道徳教育や体験活動を通して、生命や人権を尊重する心、人への思いやりの心など「豊かな心」の育成に努めています。

また、人権感覚を養い、国際化や特別支援教育の充実を目指す上で、人種的な差別の解消や、障がいのある人たちと共感をもって生きることのできる「共生教育」を推進していく必要があります。

特に国際化への対応としては、異文化への理解を促進することにより、お互いを認め合う「国際理解教育」を一層推進する必要があります。人口に占める外国人比率が県内最高（3.61%、平成26年3月末現在）である本市において、外国人児童生徒の教育は重要な課題であります。

また、多様な体験活動から社会性や規範意識、豊かな人間性を育成するために「自然教育センター」を設置しています。

ウ 健康教育「体育」

生活環境の変化により、児童生徒の心身の多様な健康課題が明らかになってきております。とりわけ、体力・運動能力の低下や二極化、生活習慣病の低年齢化、また「安全な生活」や「食」に関する多くの課題への対応も求められています。

これらは学校教育だけで解決を図ることは難しく、家庭や地域社会との連携が不可欠であります。

「基本的な生活習慣・早寝、早起き、朝ごはん」は、「知育・徳育・体育」の根幹をなすものであります。

今後も、明るく、活力ある生活を営む態度と実践力の育成を目指し、また生涯にわたるスポーツへの取り組み及び健康の保持増進の基礎を培う健康教育の推進が一層求められており、そのためには、学校における教育活動全体を通して健康の大切さへの認識を深め、自他の安全に留意する態度を養うことが大切であります。

エ 社会の変化に対応した教育

急速な情報化の進展に伴い、パソコンや携帯電話が広く普及し、だれもが情報の受け手となるとともに送り手となり得る状況にあります。

このような社会の中で、大量の情報の中から取捨選択をしたり、情報機器を有効に活用したりする能力を育成することが求められています。また、学校における情報環境の整備については、校内LANや校務用端末の整備・充実を図っています。

今後、情報通信技術（ICT）を活用した授業や、各情報通信ネットワークを活用した情報活用能力を育成するとともに、情報モラルに関する指導を充実していく必要があります。

学校施設の整備については、校舎及び体育館等の耐震補強工事、強化ガラスの改修工事、空調設備整備工事等を計画的に実施し、施設の安全性や快適性などの確保を図りながら、児童生徒が安全な環境の中で、生き生きと学習や生活が送れるような環境整備に努めています。

また、少子化により複数校で複式学級が見込まれることから、クラス替えや複数のグループ学習など多様な活動ができる環境整備を図る必要があります。

学校としての適正規模を維持していくためには、統廃合や通学区域の見直しなどについて検討及び実施していく必要があります。

<科学教育センター>

資源に乏しい日本において、科学技術の発展は不可欠であり、そのためには優れた科学技術者の養成が急務とされています。しかし、子どもたちの理科離れが様々な場面で指摘されています。

科学教育センターでは、一人一人の児童生徒がじっくりと個別学習ができるよう、個別の観察実験器具を使用した体験学習を中心に指導するとともに、学校の授業では理解しにくい天体学習も、プラネタリウム投影を通してよりわかりやすい学習活動を展開しています。

さらに、学習指導法研修会などの教員研修の機会を数多く設け、教員の指導力向上を目指すとともに、生物教材の配布、実験器具の貸出し等を行い、学校での理科学習の充実を支援しています。

今後の課題としては、文部科学省の新学習指導要領をふまえて、観察実験の基礎・基本を一層重視し、児童生徒にとって効果的な理科学習法を取り入れるとともに、急激に進歩する科学技術に対応するため、教材教具の更新、備品の整備を進めていく必要があります。

<自然教育センター>

自然教育センターでは、「遊び・学び・鍛えよう」をスローガンに、子どもたちに心豊かでたくましく生きる力を育むべく、様々な自然体験活動を展開しています。

子どもたちは家を離れ、違った環境の中で生活することによって自らの生活力を高めています。仲間との宿泊学習は、大きな喜びや感動を呼び起こし、互いに支え合って生きることの大切さや素晴らしさを体で感じ取ることによって、協調することや他を認めることの大切さが分かるなど、豊かな人間性を育てるための基本と考えます。

自然の中にあって平素と異なる生活環境のもとで行われる長期集団宿泊活動は、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築くといった自主的・実践的な態度の育成など、特別活動の目標の達成に資する貴重な機会となり得るだけでなく、豊かな感性の育成、自然環境の理解、問題解決能力など、多くの教育的効果が期待できます。

今後さらに、有意義な集団宿泊活動を目指し、事前・事後の活動を含め、一層の充実を図っていく必要があります。

(3) 施策の展開

ア 学びを育む教育「知育」

① 確かな学力の育成

- a 複数担任制のための非常勤職員の配置事業
- b 英語活動支援員（小学校外国語活動）の配置事業
- c 英語指導助手（AET）による英語教育の充実
- d 特色ある学校づくり教育活動の推進
- e 「地域力活用」による教育活動
- f 学校図書館への専任司書の配置

② 特別支援教育の充実

- a 特別支援教育支援員の配置
- b 特別支援を必要とする児童生徒のための教育相談業務の支援
- c 心理相談員（臨床心理士）による相談業務の推進

③ 理科教育の充実（科学教育センター）

- a 小・中学校のセンター利用学習の充実・発展
 - ・新学習指導要領に対応した理科教育の推進
 - ・個別実験学習の充実
 - ・理解しやすい天体学習の工夫
- b 小・中学校教員研修の充実
 - ・センター利用学習指導法事前研修
 - ・理科観察実験基礎研修及び理科実技研修（要請研修）
 - ・転入教職員・初任者研修
 - ・科学教育研究部会研修
 - ・実験器具貸し出し等による理科学習の支援

イ 心の教育の推進「徳育」

① 道徳教育の充実

- a 道徳的実践力を育成する道徳の時間の特性を踏まえた授業の実践
- b 朝の読書活動の推進

② 国際理解教育の推進

- a 日本語学級の設置（日本語指導助手の配置）
- b 教育国際交流の推進

③ 読書活動の推進

④ 児童・生徒指導、教育相談、問題行動などへの対策

- a いじめ、不登校、問題行動など児童生徒指導の機能の充実

⑤ 体験活動の充実（１）

- a キャリア教育の推進

⑥ 体験活動の充実（２）（自然教育センター）

- a 明確な目標設定と指導方法の開発
 - ・各学校・学年に応じた特色ある活動の展開
- b ゆとりと流れのある活動の展開
- c 児童生徒が主体的に取り組むことのできる活動の展開
- d 集団への所属感や連帯感を深める活動の展開
- e 自然の素晴らしさ・不思議さを体感できる活動の展開
- f 安全に配慮した有意義な活動の展開

ウ 健康教育「体育」

① 保健教育の充実

- a 基本的な生活習慣の定着

② 安全教育の充実

- a 交通安全教育、避難訓練、防犯教室の実施

③ 食に関する指導

- a 栄養教諭の配置
- b 学校給食における食育の充実
- c 食物アレルギー対策の推進

④ 体力の向上を図る指導の充実

- a 運動技能向上のための数値目標の設定
- b 中学校運動部活動の充実

エ 社会の変化に対応した学校教育の推進

- ① 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した教育の充実
- ② 学校施設の維持管理の充実
- ③ 校舎などの安全性・快適性の確保
 - ・耐震補強工事等の推進
 - ・校舎の給排水設備等の改修
- ④ 太陽光発電システムの整備
- ⑤ 学校環境の整備と美化
- ⑥ 教材教具の整備
- ⑦ 小・中学校教員研修の充実
- ⑧ 不審者などへの防犯対策
- ⑨ 青色回転灯搭載車の運行
- ⑩ 通学路の安全確保
- ⑪ 学校給食センターの建替え計画を策定
- ⑫ 学校の適正規模の確保
- ⑬ 危機管理の徹底（アレルギー等緊急時対応）

（４）施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成 2 5 年度)	目 標 年 次 (平成 3 1 年度)	増 減
「学校が好き」と答えた小学生の割合※	9 0 %	9 2 %	2 . 0
「学校が好き」と答えた中学生の割合※	7 6 %	8 0 %	4 . 0
「小学校の施設・設備が充実している」と答えた保護者の割合※	6 9 %	8 0 %	1 1 . 0
「中学校の施設・設備が充実している」と答えた保護者の割合※	5 6 %	8 0 %	2 4 . 0
とちぎっ子学習状況調査で栃木県教科合計平均正答率との差 小5年（国語、算数、理科） 中2年（国語、数学、理科、社会、英語）	小 5 － 0 . 2 中 2 ＋ 0 . 4 (平成 2 6 年 4 月実施)	＋ 5	5 . 0
新体力・運動能力調査 新体力テスト 8 種目の点数の合計平均 小 5 男子 小 5 女子 中 2 男子 中 2 女子	5 1 . 6 9 5 3 . 7 0 3 8 . 7 4 4 6 . 7 8	5 3 . 2 2 5 5 . 1 6 4 1 . 7 0 4 9 . 6 9	1 . 5 3 1 . 4 6 2 . 9 6 2 . 9 1

※児童生徒・保護者意識調査結果による

(5) 計画期間における指標

ア 学校規模

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)			目 標 年 次 (平成31年度)			増 減		
	校数	学級数	児童 生徒数	校数	学級数	児童 生徒数	校数	学級数	児童 生徒数
小学校	18校	(26学級) 172学級	4,717人	14校	(27学級) 164学級	4,400人	△4校	(1学級) △8学級	△317人
中学校	9校	(15学級) 78学級	2,344人	9校	(12学級) 77学級	2,355人	0校	(△3学級) △1学級	11人
計	27校	(41学級) 250学級	7,061人	23校	(39学級) 241学級	6,755人	△4校	(△2学級) △9学級	△306人

※「学級数」欄の()は特別支援学級数(内数)

イ 校舎など耐震化整備計画

区 分			昭和56年以前	昭和57年以降	耐震性がある及び耐震補強済み棟数	
			耐震化対象 建 物	耐震化対象 建 物	基準年次 (平成 25 年度)	目標年次 (平成 31 年度)
小学校 (18 校)	校舎	26 棟	12 棟	14 棟	24 棟	26 棟
	体育館など	18 棟	11 棟	7 棟	13 棟	18 棟
	小計	44 棟	23 棟	21 棟	37 棟	44 棟
中学校 (9 校)	校舎	20 棟	11 棟	9 棟	20 棟	20 棟
	体育館など	18 棟	10 棟	8 棟	14 棟	18 棟
	小計	38 棟	21 棟	17 棟	34 棟	38 棟
合計 (27 校)	校舎	46 棟	23 棟	23 棟	44 棟	46 棟
	体育館など	36 棟	21 棟	15 棟	27 棟	36 棟
	合計	82 棟	44 棟	38 棟	71 棟	82 棟

(6) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・学校、家庭、地域と連携して、人間性豊かな子どもを育成します。

イ 行政 ・「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成します。

施策２－３ 青少年の健全育成

（１）施策の目的

心豊かにたくましく育つよう、青少年の健全育成を図ります。

（２）現状と課題

近年、急激な社会の変化が進行し核家族化・少子化・両親の共働きが顕在化しており、人と人との連帯感や家庭や地域の人間関係の希薄化が進行し、地域とのかかわりを敬遠するといった風潮が見られるようになってきました。

子どもの基本的生活習慣としての「しつけ」まで保育所・幼稚園・学校に依存する親が多くなっています。

また、地域社会の持つ教育的機能の低下、子育てに関する情報の氾濫、価値観の多様化などにより子育てに悩む親も多く、児童虐待につながる要因にもなっています。

青少年の不良行為による補導状況は減少傾向にありますが、深夜徘徊や喫煙・暴走行為など問題行動は依然見受けられます。さらに、高度情報化社会の進展に伴い携帯電話・スマートフォンなどによる有害サイトなどの利用に関する弊害が社会問題化しています。

本市では、平成５年３月に「青少年が心豊かにたくましく育つ都市」を宣言し、家庭・学校・職場及び地域が一体となり、その普及啓発を展開してきました。急激な時代の変化に対応するため、今後も引き続き、広く市民に青少年の健全育成と家庭教育の重要性を周知、徹底していくことが必要であります。

（３）施策の展開

ア 地域環境づくりの推進

- ・ 青少年団体の育成強化と加入促進
- ・ 青少年健全育成連絡会の活動の充実
- ・ 青少年健全育成の啓発推進
- ・ 「あいさつ運動」の展開
- ・ 「青少年が心豊かにたくましく育つ都市」宣言の普及啓発
- ・ 地域伝統行事の継承
- ・ 小・中学校における「家庭の日」、「部活動のない日」の遵守
- ・ 社会を明るくする運動への支援
- ・ にのみや野外活動センターの利用促進

イ 家庭教育への支援

- ・ 家庭教育学級、思春期学級などによる学習機会の充実
- ・ P T A活動の充実
- ・ 親子ふれあい事業の展開

- ・家庭教育オピニオンリーダーの養成と活用
- ・親学習プログラム指導者の養成と活用
- ・家庭教育に関する啓発活動
- ・電話相談の充実（親と子の悩み相談・家庭相談）
- ・三つ子の魂啓発運動
- ・子育て支援センターなどの活用
- ・教育機関や団体との連携

ウ 仲間づくり

- ・地域指導者、青年リーダー、ジュニアリーダーなど、青少年団体指導者の養成と活用
- ・国際理解や交流の推進
- ・子ども主体の子ども会活動の展開

エ 育成環境の整備

- ・少年指導センターの充実
 - ・青色回転灯搭載車による指導の強化
 - ・特別指導の実施
- ・警察や学校など関係機関との連携強化
- ・環境浄化活動の実施（有害図書等の立ち入り調査）
- ・子ども110番の家の周知徹底
- ・親と子の悩み相談事業の充実
- ・学校・地域による防犯パトロールの普及
 - ・スクールガード
 - ・青色回転灯搭載車による、自主防犯パトロール（市内5地区）

（４）施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
青少年の不良行為を市が指導した人数	31人	25人	△6人
子ども会育成会の会員数	5,194人	6,700人	1,506人
警察に補導された青少年の数	438人	390人	△48人

（５）市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・地域において青少年の健全育成を図ります。
- イ 行政 ・地域と共に青少年の健全育成を図るための支援や青少年を取り巻く環境の整備を図ります。

施策２－４ 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

（１）施策の目的

市民一人一人が、自主的にスポーツ・レクリエーションを行うことにより、心身ともに健康で活力のある生活を実現します。

（２）現状と課題

少子高齢化が進みライフスタイルが多様化していくなど、社会環境の変化に伴う市民意識の変化により、健康の保持増進や体力の向上に関しての意欲が高まる中、市民のスポーツ・レクリエーション活動が活発化しています。

一方では、科学技術の高度化、情報化の進展などによる精神的なストレスの増大や、日常生活における体を動かす機会の減少により、体力や運動能力が低下するなど、心身両面にわたり健康上の問題が生じています。また、高齢者の健康維持と子どもの運動離れによる体力の低下が懸念されています。

このような状況の中、市民一人一人に、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供し、継続的に実践でき、また、高齢者の健康づくりのためのウォーキングや子どもの体力向上が図れる、スポーツ・レクリエーション環境の整備が必要であります。

本市のスポーツ・レクリエーション施設としては、総合体育館・二宮体育館・スポーツ交流館などの屋内施設や東運動場・北運動場・二宮運動場・地域運動広場などの屋外施設があります。また、学校についても学校教育に支障のない範囲で体育施設を開放し、年間を通じて利用されています。

各施設は、地域で身近に利用できるよう分散型で整備してきましたが、本市スポーツ・レクリエーションの拠点施設として、総合運動公園の早期整備を目指しており、第１期工事として平成２５年度に陸上競技場が完成し、第２期工事が現在進行しているところであります。

今後も、子どもから高齢者まで、市民一人一人が、健康で豊かな心を持って生活を送ることができるよう、生涯スポーツ・レクリエーションに係わる各体育施設等の整備を図る必要があります。

また、総合運動公園陸上競技場を主に利用する総合型スポーツクラブの設立と運営を支援するとともに、平成３４年に栃木県で開催される第７７回国民体育大会等に向けて、スポーツ競技力の向上に取り組む必要があります。

(3) 施策の展開

ア スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ・総合運動公園の整備
- ・各体育館・運動場の整備

イ 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- ・学校体育施設の有効活用
- ・県南5市対抗親善総合競技大会、栃木県民スポーツ大会、芳賀地区スポーツ・レクリエーション祭等のスポーツ・レクリエーション行事への参加
- ・児童、親子、大人、高齢者等各年代を対象としたスポーツ教室の実施
- ・指導体制の充実
- ・スポーツ団体の育成強化
- ・スポーツ・レクリエーション関連情報提供の充実
- ・青少年のスポーツ環境の充実及び競技力の向上
- ・壮年のスポーツ振興
- ・シルバースポーツの振興
- ・障がい者のスポーツ振興
- ・総合型地域スポーツクラブの設立支援
- ・スポーツ事故の防止と啓発及び保険加入促進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
何らかのスポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合※	48.9%	55.0%	6.1
市のスポーツ施設利用者延べ人数	545,068人	580,000人	34,932人

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指票

区 分			基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減		
基本計画	施設整備	市民運動場	野球場		12カ所 (4カ所)	12カ所 (4カ所)	0カ所
			ソフトボール場		6カ所 (5カ所)	8カ所 (7カ所)	2カ所 (2カ所)
			サッカー場		9カ所 (2カ所)	11カ所 (3カ所)	2カ所 (1カ所)
			テニスコート	全天候コート	9カ所 (0カ所)	19カ所 (10カ所)	10カ所 (10カ所)
				クレーコート	2カ所 (0カ所)	2カ所 (0カ所)	0カ所 (0カ所)
			相撲場		1カ所	1カ所	0カ所
			自由広場		2カ所	2カ所	0カ所
	地域運動広場		26カ所	20カ所	△6カ所		
	屋内施設	体育館		7カ所	7カ所	0カ所	
		武道館		1カ所	1カ所	0カ所	
		弓道場		2カ所	2カ所	0カ所	
	学校開放	体育館		27カ所	27カ所	0カ所	
		柔剣道場		9カ所	9カ所	0カ所	
		運動場		28カ所 (1カ所)	28カ所 (1カ所)	0カ所 (0カ所)	
	総合運動公園		1カ所 (第1期工事完了)	1カ所 (整備中)	0カ所		
	サイクリングロード		2カ所	2カ所	0カ所		
	ゴルフ場（第3セクター）		1カ所	1カ所	0カ所		

() 内は夜間照明設置施設数

(6) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・スポーツ・レクリエーションを自主的に行います。

イ 行政 ・スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供と施設などの環境整備の充実を図ります。

施策２－５ 文化財の保護と継承

（１）施策の目的

文化財を適切に保存管理し、次の世代へ引き継ぎます。

身近な文化財に親しむことで、郷土の歴史や文化について理解を深めるとともに、「文化財の保護と継承」の意識高揚を図り、豊かな心を育みます。

（２）現状と課題

現在、本市には国・県・市の指定文化財が２１２件、国・市の登録文化財が１５件あります。

文化財は、先人が残した貴重な生活の足跡であり、私たちはそれを受け継ぎ、重要な文化財を保護し、後世に伝えていく責務があります。

このため有形文化財の損壊防止や修復などの保護対策に取り組むとともに、無形民俗文化財については、後継者育成や映像記録の収集など、継承対策を積極的に推進する必要があります。

これらの保護・保存を行い、文化財に対する市民の関心をより高めていくための普及・啓発活動や文化財の収蔵施設の整備を図り、文化財愛護精神を高め、郷土への誇りと愛情を培う必要があります。

[文化財指定・登録件数]

種 別	国	栃木県	真岡市	計
有形文化財	2 件	4 7 件	9 1 件	1 4 0 件
建造物	1 件	6 件	2 9 件	3 6 件
絵画	0 件	2 件	1 8 件	2 0 件
彫刻	1 件	2 2 件	1 5 件	3 8 件
工芸品	0 件	9 件	7 件	1 6 件
書 跡	0 件	6 件	3 件	9 件
典籍	0 件	0 件	1 件	1 件
古文書	0 件	0 件	0 件	0 件
考古資料	0 件	2 件	7 件	9 件
歴史資料	0 件	0 件	1 1 件	1 1 件
無形文化財	0 件	0 件	1 件	1 件
芸能	0 件	0 件	0 件	0 件
工芸技術	0 件	0 件	1 件	1 件
その他	0 件	0 件	0 件	0 件
民俗文化財	0 件	1 件	1 6 件	1 7 件
有形の民俗文化財	0 件	0 件	8 件	8 件
無形の民俗文化財	0 件	1 件	8 件	9 件
伝統的建造物群	0 件	0 件	0 件	0 件
文化財保存技術	0 件	0 件	0 件	0 件
記念物	2 件	1 7 件	3 5 件	5 4 件
史跡	2 件	6 件	1 7 件	2 5 件
名勝	0 件	0 件	0 件	0 件
天然記念物	0 件	1 1 件	1 8 件	2 9 件
登録文化財	2 件	—	1 3 件	1 5 件
建築物	2 件	—	1 1 件	1 3 件
土木建築物	0 件	—	1 件	1 件
その他構造物	0 件	—	1 件	1 件
総 計	6 件	6 5 件	1 5 6 件	2 2 7 件

(平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在)

(3) 施策の展開

ア 文化財の保護と活用の推進

- ・文化財の調査、保護、収蔵及び展示の推進
- ・無形民俗文化財の映像記録の保存及び後継者の育成
- ・貴重な文化財の保存・整備・活用
- ・歴史資料館の建設の検討

イ 文化財愛護精神啓発活動の推進

- ・文化財愛護精神の高揚
- ・文化財解説員の育成

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平 2 5 年 度)	目 標 年 次 (平 3 1 年 度)	増 減
指定文化財及び登録文化財	2 2 7 件	2 4 0 件	1 3 件
指定無形民俗文化財後継者	1 9 2 人	2 0 0 人	8 人
歴史教室延べ参加者	5 8 0 人	6 0 0 人	2 0 人
文化財を大切にしたいと感じる市民の割合※	9 2 . 0 %	9 5 . 0 %	3 . 0

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平 2 5 年 度 末)	目 標 年 次 (平 3 1 年 度)	増 減
国 指 定 文 化 財	4 件	4 件	0 件
県 指 定 文 化 財	6 5 件	6 8 件	3 件
市 指 定 文 化 財	1 4 3 件	1 5 0 件	7 件
登 録 文 化 財	1 5 件	1 8 件	3 件

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・郷土の誇れる文化財にふれることで地域の歴史や文化への理解を深め、文化財を保護継承することの大切さを認識します。
- イ 行政 ・文化財所有者（管理者）及び保存団体が実施する保存管理や公開の事業について指導助言し、文化財の保護や啓発の機会を提供するための環境を整備します。

施策２－６ 文化芸術の振興

（１）施策の目的

価値観の多様化が進み、心の豊かさや潤いのある暮らしを求める市民が多くなり、質の高い文化や芸術に対する関心が高まっています。

市民だれもが文化芸術に触れ親しみ学ぶ機会を拡充するとともに、文化芸術施設の整備充実に努めます。

（２）現状と課題

市民会館では、音楽・演劇・映画などの自主事業や共催事業、芸術鑑賞会による事業を実施しています。

また、各種文化・芸術団体が組織され、文化祭や芸術祭などのイベントにおいて日ごろの活動の成果が発表されています。

こうした自主的な文化活動が行われる一方で、参加者の高齢化や固定化、若年層の活動離れが懸念されています。そこで、地域に根ざした人材の育成や初心者でも参加しやすい環境づくりを進め、市民だれもが文化芸術に触れ親しみ学ぶ機会を充実させていく必要があります。

また、市が所蔵する美術品を適切に管理して次世代に継承していくとともに、広く一般に公開する環境整備が必要です。

（３）施策の展開

地域に根ざした文化活動・文化団体を支援し、市民だれもが自ら積極的に文化芸術活動に参加できるような環境を整備します。また、市民に文化芸術の鑑賞機会、発表機会、学習機会を提供し、文化芸術に親しむ土壌を育んでいきます。さらに、施設の整備充実に努め、地域を活性化させるとともに「真岡」の文化芸術を市内外に発信します。

ア 文化芸術団体の支援・育成

- ・文化協会の運営支援
- ・文化団体、グループ活動の支援・育成
- ・伝統文化や伝統芸能の支援・育成

イ 文化芸術活動の推進

- ・文化祭、芸術祭等の文化活動の推進
- ・市民が文化芸術に触れ親しみ学ぶ機会の充実
- ・久保講堂を活用した文化の発信

ウ 文化芸術環境の充実

- ・市民会館の管理運営
- ・久保記念観光文化交流館内の美術品展示館・久保資料室の管理運営
- ・「まちかど美術館」の建設の検討

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
文化芸術に興味・関心 がある市民の割合	62.9%	75.0%	12.1
文化芸術活動に参加し た市民の割合	15.1%	25.0%	9.9

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

文化芸術活動

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
市民会館 利用人数	98,624人 (22年度)	101,000人	2,376人
市民会館 自主事業数	9件 (22年度)	12件	3件
文化協会 加入団体数	155団体	160団体	5団体
文化協会 会員数	2,426人	2,500人	74人
久保講堂 利用人数	17,106人	18,000人	894人
美術品展示館 入場者数	—	5,200人	5,200人
久保資料室 入場者数	—	5,200人	5,200人

文化芸術施設数

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
市民会館	1館	1館	0館
美術品展示館	0館	1館	1館

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・自ら積極的に、文化芸術に興味を持ち活動します。
- イ 行政 ・文化芸術活動の企画運営と環境整備を行います。
・文化活動を担う人材や文化団体の育成支援を行います。

施策２－７ 国際交流の推進

（１）施策の目的

市民が主体的に国際理解を深め合いながら国際交流を進め、在住外国人が暮らしやすい環境をつくります。また、国際的な感覚を持った人材の育成を図ります。

（２）現状と課題

外国人の人口は、長引く景気低迷の影響等により減少傾向にありますが、本市は、県内では極めて在住外国人の割合が高い都市となっております。

姉妹都市・友好都市交流や中学校による姉妹校交流など海外との交流は順調に推移しているものの、地域社会においては、外国人との交流は活発とは言えない現状にあります。

今後、社会のグローバル化に伴い、国籍や言語のほか、生活習慣など文化の違いを理解・尊重しつつ、地域社会の一員として共に生活する多文化共生の地域社会づくりを推進する必要があります。

（３）施策の展開

市民による姉妹都市・友好都市交流や将来を担う中学生の姉妹校交流を推進していくほか、互いの文化の違いを認め合い尊重する多文化共生の地域づくりを進めるとともに、国際交流に関わるボランティアの育成や交流団体との連携を強化していきます。

ア 国際交流の推進

- ・市民主体の姉妹都市・友好都市交流の推進
- ・中学校姉妹校交流の推進
- ・二宮地区３中学校の姉妹校提携
- ・小中学校における国際理解教育の推進

イ 外国人の暮らしやすい環境の整備

- ・外国人相談窓口の充実
- ・在住外国人を対象とした日本語学習の支援
- ・各種通知、案内看板などの外国語表記の充実

ウ 多文化共生の地域づくり

- ・交流イベント等における外国人の参加促進

エ 推進体制の整備

- ・ボランティアの育成
- ・国際交流団体との連携、協働

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
国際交流を行っている 市民の割合※1	12.4%	16.0%	3.6
外国人相談来訪者数※2	2,466人	2,700人	234人
外国人相談窓口に来た人 の内、相談内容に満足し た割合	94.9%	95.5%	0.6
国 際 交 流 協 会 員	306人	350人	44人
姉妹校に派遣した生徒数	98人	110人	12人
姉妹校からの受入生徒数	25人	60人	35人

※1 市民意向調査結果による

※2 相談業務日報の集計

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
姉妹都市・友好都市数	2都市	2都市	0都市
中 学 校 姉 妹 校 数	6校	9校	3校

(6) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・国際理解と国際交流に積極的に関わります。

イ 行政 ・市民の国際理解と国際交流のきっかけをつくります。

施策２－８ 男女共同参画社会の実現

（１）施策の目的

男女の固定的役割分担意識を解消します。
あらゆる分野で男女共同参画を確保します。

（２）現状と課題

近年、少子高齢化の進展、経済活動のグローバル化、高度情報化社会の進展、地域社会とコミュニティの変化に対応するため、男女が社会のあらゆる分野において、対等なパートナーとして参画できる社会システムの構築が求められています。

しかしながら、長い歴史の中で培われてきた性別の違いによる固定的な役割分担意識は徐々に解消され、女性が社会の様々な分野で活躍しているものの、社会制度や慣行に見られるように、人々の意識の中に、今なお根強く残っており、家庭・地域・職場における男女共同参画を阻害する要因となっています。

本市においては平成２４年３月に「第２次真岡市男女共同参画社会づくり計画」を策定し推進しているが、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することが出来る、「男女共同参画社会」を引き続き形成していく必要があります。

（３）施策の展開

ア 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の啓発促進

- ・男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し
- ・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
- ・人権に配慮した生涯にわたる健康づくりの推進
- ・男女間における暴力の根絶

イ あらゆる分野における男女共同参画の促進

- ・政策・方針・意思決定の場における男女共同参画の推進
- ・就労の場における男女共同参画の推進
- ・誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりの推進
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)の推進

※「ワーク・ライフ・バランス」とは、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を図ることです。

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成 2 5 年度)	目 標 年 次 (平成 3 1 年度)	増 減
男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている市民の割合※	6 2 . 3 %	7 5 . 0 %	1 2 . 7
委員会・審議会などの女性員構成割合	2 6 . 8 %	3 0 . 0 %	3 . 2
男女平等になっていると感じている割合（職場において）※	2 6 . 8 %	5 0 . 0 %	2 3 . 2
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も内容も知っている と回答した市民の割合※	1 6 . 8 %	4 0 . 0 %	2 3 . 2

※市民意向調査結果による

(5) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・一人一人が男女平等意識を持ち、家庭・地域・職場で男女共同参画の実践に努めます。

イ 行政 ・市民に対する意識啓発と率先した男女共同参画を推進します。

政策３ 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり

施策３－１ 市民主体の地域福祉の推進

（１）施策の目的

市民一人一人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために、市民が主体的に地域福祉活動に取り組めるよう、ともに支え合う仕組みづくりを推進します。

（２）現状と課題

本市の地域福祉は、住民懇談会や市民アンケート等から得た福祉ニーズを基礎データとして、行政、市民、地域・市民団体・事業者等の期待される役割や取り組みを具体化した「真岡市地域福祉計画」を平成２４年１０月に策定し、自治会、地域活動団体、福祉関係の民間非営利組織（ＮＰＯ）・ボランティア団体などと連携・協力して、各種事業を推進しています。

一方、少子高齢社会の進展とともに、家族形態の変化やライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティの希薄化が進んでいるため、市民が主体的に参加する地域福祉活動のより一層の推進と活性化が求められています。

このため、すべての人々が住み慣れた地域において、生き生きと暮らせる社会を築くために、市民の地域福祉活動に対する理解を深める啓発や地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会の支援強化、福祉ボランティアの育成など、地域住民主体の地域福祉活動を推進していく必要があります。

（３）施策の展開

ア 地域福祉・地域福祉活動の啓発

- ・地域福祉についての意識向上のための啓発
- ・地域福祉活動の必要性や活動事例の周知啓発
- ・福祉サービスに関する相談体制と情報提供の充実

イ 地域福祉ネットワークの充実

- ・地域共助活動推進事業の推進
- ・地域福祉関係のＮＰＯ・ボランティア団体などの育成・支援と連携
- ・老人クラブ・婦人会など地域活動団体の活性化と地域コミュニティの充実

ウ 社会福祉協議会との連携と支援強化

エ 民生委員・児童委員活動の支援

オ 福祉教育・福祉学習の推進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
福祉活動に取り組んでいる市民の割合※	52.4%	55.0%	2.6
福祉活動を行っている組織・団体数・会員数	246団体	253団体	7団体
	11,724人	12,457人	733人

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
民生委員・児童委員数	148人	148人	0人
地域福祉活動実施地区数	134地区	134地区	0地区
地区社会福祉協議会数	5団体	5団体	0団体

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・地域福祉活動について理解を深めます。
 - ・地域福祉活動に積極的に参加します。
- イ 行政 ・地域福祉活動に関する市民への啓発を推進します。
 - ・自治会や各種団体、ボランティアなどが地域福祉活動に取り組むことができるように支援します。

施策３－２ 子育て支援の充実

（１）施策の目的

児童の心身ともに健全な育成を図ります。

仕事と子育ての両立を推進します。

（２）現状と課題

近年、核家族化や女性の社会進出、就労形態の多様化、晩婚化などといった社会的背景により、急速な少子化が進行しています。本市においても、出生数は低下傾向にあり、人口減少時代を迎えています。急速な少子化は、労働人口の減少、高齢化率の上昇、地域社会の活力低下など社会経済への影響ばかりでなく、子どもを産み育てる環境や子どもたちの生活環境にも影響を及ぼしています。

また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭への支援、児童虐待の深刻化などに対する対策も求められています。

このような背景を踏まえ、国は急速に進む少子化への対策として、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、「次世代育成支援対策推進法」を延長するとともに、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大及び確保などを図るため、「子ども・子育て支援法」を制定しました。

これらを受け、本市では三つ子の魂子育てプラン（「真岡市次世代育成支援対策行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」）を改定しています。

本市が目指す、市民だれもが安心して子どもを産み育てることに喜びを感じる社会の実現と次代を担う子どもたちが愛情と思いやりの心を持ち、健やかに育成される社会の実現のためには、家庭、地域社会、関係機関などが連携し、効果的に子育てを支援する環境を整備する必要があります。

（３）施策の展開

子育てに関するさまざまな課題をふまえ、その支援の充実を図るために次のような施策を展開します。

ア あたたかい心を育むための支援

- ・「愛情と思いやりに満ちた三つ子の魂」の育成事業の推進

イ 子ども・子育て支援新制度の推進

- ・認定こども園の普及
- ・地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）の推進

- ウ 地域における子育ての支援
- ・身近な子育て相談、支援体制の充実
 - ・ファミリー・サポート・センター事業の推進
 - ・放課後児童健全育成事業の推進
 - ・子育て支援センター及びサロン事業の充実
 - ・児童館の運営事業の充実
 - ・保育サービス（病後児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、障がい児保育事業など）の充実
- エ 援護を必要とする子育て家族への支援
- ・児童虐待防止対策の強化
 - ・真岡市要保護児童対策地域協議会の充実
 - ・障がい児施策の充実
 - ・各種相談機関との連携強化
- オ 子どもの貧困への支援
- ・地域、学校、関係機関等との連携強化
 - ・ひとり親家庭、低所得世帯の子どもへの教育支援
 - ・ひとり親家庭、低所得世帯に対する生活支援、経済的支援、就労支援
- カ 母子保健医療対策の充実
- ・妊産婦、乳幼児と母親への切れ目ない保健対策の充実
 - ・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
 - ・妊産婦及び子どもに対する医療費などの助成（妊産婦医療、こども医療、養育医療、妊産婦健康診査受診費用）
 - ・不妊治療に対する助成
- キ 教育環境の支援の強化
- ・幼稚園、認定こども園の教育の支援
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携
 - ・子育てサポーターの養成・配置
- ク 子育てしやすい生活環境の整備
- ・妊産婦や子ども等が安心して外出できる公共施設等のバリアフリー化の推進
 - ・地域、学校、関係機関等と連携した子どもに対する交通安全、防犯対策の推進
- ケ 結婚に向けた環境の整備
- ・結婚希望者への相談体制の充実
 - ・結婚相談員の活動支援
 - ・若者のコミュニケーション力向上支援

(4) 施策の成果目標

指 標 名			基 準 年 次 (平成 2 5 年度)	目 標 年 次 (平成 3 1 年度)	増 減
仕事と子育てが両立できている子育て世帯の割合※ 1			4 3 . 3 %	6 5 . 0 %	2 1 . 7
子育てに不安がある世帯の割合※ 1			4 6 . 4 %	4 0 . 0 %	△ 6 . 4
待機児童数※ 2			1 2 4 人	0 人	△ 1 2 4 人
セ ン タ ー フ ア ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・	会 員 数	依 頼 会 員	1 5 6 人	3 0 0 人	1 4 4 人
		提 供 会 員	4 5 人	7 0 人	2 5 人
		両 方 会 員	2 人	3 人	1 人
	活 動 件 数		3 0 8 件	4 5 0 件	1 4 2 件
児童虐待件数			2 2 件	1 1 件	△ 1 1 件
乳児家庭全戸訪問事業訪問率			9 9 . 3 %	9 9 . 5 %	0 . 2
乳 幼 児 健 康 診 査 受 診 率	4 カ月児		9 8 . 0 %	9 8 . 5 %	0 . 5
	9 カ月児		9 7 . 5 %	9 8 . 0 %	0 . 5
	1 歳 6 カ月児		9 7 . 9 %	9 8 . 4 %	0 . 5
	3 歳児		9 5 . 8 %	9 6 . 8 %	1 . 0

※ 1 市民意向調査結果による

※ 2 基準年次の待機児童数は、平成 2 5 年 4 月 1 日現在、保育の必要性があるにもかかわらず、入所待ちをしている児童数（①認可保育所に入所できないこと、②希望する保育所でないこと、③保育所入所希望日が来ていないことなどの理由）

(5) 計画期間における指標

①教育・保育施設※

区 分		基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
保 育 所 数	公 立	4カ所	4カ所	0カ所
	私 立	6カ所	6カ所	0カ所
認定こども園数		1カ所	9カ所	8カ所
幼稚園数		11カ所	3カ所	△8カ所

※教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法に定められている次の施設をいう。

保育所：保護者の代わりに保育を行う施設

認定こども園：幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設

幼稚園：幼児教育を行う施設

②放課後児童クラブ

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
施 設 数	17カ所	18カ所	1カ所

③ 児童福祉施設

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
子育て支援センター	2カ所	3カ所	1カ所
子 育 て サ ロ ン	5カ所	4カ所	△1カ所
児 童 館	1カ所	1カ所	0カ所

④ 地域型保育事業※1

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
家庭的保育事業※2	—	7カ所	7カ所
小規模保育事業※3	—	1カ所	1カ所

※1 認可保育所（定員20人以上）より少人数の単位で、原則0歳から2歳の子どもを対象に保育を提供する事業

※2 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を提供する事業

※3 少人数（定員6人から19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を提供する事業

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民
 - ・市民は、お互いに助け合って、地域ぐるみで子どもを見守り育てていきます。
 - ・事業者は、仕事と子育ての両立ができるよう就労環境を整備します。
- イ 行政
 - ・保護者や市民では対応できないケースへの支援、保育所等の子育て支援環境を整備します。

施策３－３ 障がい者の自立と社会参加の支援

(１) 施策の目的

障がい者が精神的、身体的、経済的に自立し、積極的に社会参加ができるよう、介護給付、訓練等給付、その他の支援の推進に努めます。

(２) 現状と課題

障がい者の高齢化や障がいの複雑・重度化が進む中で、障がい者が住み慣れた地域社会において、自立した社会人として社会参加ができるよう、居宅介護、行動援護、短期入所、生活介護などの障害福祉サービスの充実、生活環境の整備、保健医療の充実、就労支援の充実などを図ってきたところです。

今後も、障がい者の就労や社会参加のためには、訓練・就労施設や社会福祉士などによる相談支援・訪問指導を充実させることが重要になってきます。

このため、障害者総合支援法に基づき、相談支援や就労支援、日常生活能力を向上させるための支援など総合的なサービスを提供し、障がいの状況や年齢など、一人一人の状態に応じた施策を推進する必要があります。

また、障がいを理由とする差別を解消するための施策を策定し、実施する必要があります。

(３) 施策の展開

ア 介護給付事業などの充実

- ・居宅介護、行動援護、短期入所、生活介護の充実
- ・地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、コミュニケーション支援、地域活動支援センター「さくらんぼ」など）の充実
- ・福祉タクシー及び健康増進施設利用の助成

イ 障がい者の社会参加の支援

- ・障がい者スポーツの促進
- ・障がい者団体の育成

ウ 障がい者相談業務の充実と支援体制の強化

- ・芳賀地区障害児者相談支援センターの充実

エ 障がい者の就労支援

- ・真岡さくら作業所の充実
- ・就労支援を実施する指定障害福祉サービス事業所の活用
- ・障害者就業・生活支援センター、真岡公共職業安定所との連携

オ 障がい児の療育の充実

- ・こども発達支援センターひまわり園の充実
- ・保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどの活用

カ 障害者就労施設などからの物品などの優先調達の推進

キ 重度心身障害者医療費の助成

ク 障がいを理由とする差別の解消

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
経済的に自立している障がい者(就業者)	237人	260人	23人
福祉施設から一般就労に移行した障がい者数	4人	8人	4人
施設入所者の地域生活への移行者数	7人	10人	3人
社会参加(他人と交流を持つこと)ができている障がい者数	1,654人	2,000人	346人

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
障 が い 者 数	3,737人	3,900人	163人
重度心身障害者医療費助成受給者数	982人	1,100人	118人
こども発達支援センター数	1カ所	1カ所	0カ所
居 宅 介 護 施 設 数	7カ所	9カ所	2カ所
短 期 入 所 施 設 数	3カ所	3カ所	0カ所
生 活 介 護 施 設 数	5カ所	6カ所	1カ所
知的障害者グループホーム・ケアホーム施設数	10カ所	12カ所	2カ所
就 労 支 援 施 設 数	6カ所	8カ所	2カ所
施 設 入 所 支 援 施 設 数	2カ所	2カ所	0カ所
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 数	2カ所	2カ所	0カ所
幼 児 こ と ば の 教 室 数	1カ所	1カ所	0カ所

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・市民は、障がい者の理解に努め、ボランティア活動や交流活動に積極的に参加します。
- ・事業者は、障がい者の雇用の促進に努めます。
- イ 行政 ・障害福祉サービスの充実と、ボランティアの育成や各種イベントの開催などを通して社会参加の促進を図ります。

施策３－４ 低所得者福祉の充実

（１）施策の目的

低所得者世帯の社会的、経済的な自立を支援します。

（２）現状と課題

本市の総人口に占める生活保護受給者の割合は、平成２５年度において１．０５％で、県平均１．０７％をやや下回っていますが、県内１４市中では、宇都宮市について２番目に高い状況にあります。被保護世帯の保護開始原因は、老齢や雇用情勢の悪化に伴う失業、所持金等の減少が最も多く、次に、生計中心者の傷病によるものとなっています。生活保護世帯の類型別実態は、多い順に、高齢者のみの世帯、その他の世帯、傷病者世帯、障がい者世帯、母子世帯の順となっており、近年は、働くことはできるが失業等により生活保護受給となった世帯を含む「その他の世帯」が増加しています。

社会構造の変化により被保護世帯の実情も多様化していることから、生活保護制度の適用については、関係機関と連携を図り、適正に実施する必要があります。

また、生活保護受給者に対しては、就労支援等により自立助長を図るとともに、保護に至る前の生活困窮者に対しては、できる限り生活保護受給者にならないよう、自立支援の充実・強化を図る必要があります。

（３）施策の展開

社会構造の変化に伴う生活困窮者の多様化、複雑化などに対応するため、相談から、資金活用、法適用へと適切に対応していきます。

ア 生活保護受給者の自立助長

- ・ケースワーカーによる各種相談の対応
- ・就労支援員による就労の支援
- ・真岡公共職業安定所との連携による就労の支援

イ 生活福祉資金・社会福祉金庫などの活用

ウ 生活困窮者自立支援の充実・強化

- ・自立相談支援事業の実施
- ・住居確保給付金の支給

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
自立した生活保護世帯数	23世帯	25世帯	2世帯
自立に関する就労支援者数	87人	100人	13人
住居確保給付金の支給件数	39件	50件	11件
生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等進学率	62.5%	95.0%	32.5

(5) 計画期間における指標

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
生 活 保 護 世 帯 数	600世帯	630世帯	30世帯
生 活 保 護 人 員 数	849人	890人	41人

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民
 - ・生活保護世帯は、その持てる能力に応じて自立を目指します。
 - ・生活が困窮したときは、生活保護受給に至る前の早い段階で相談、助言を受けるようにします。
- イ 行政
 - ・生活保護世帯の生活保障を行い、自立への意識づくりや関係機関との連携による自立助長を図るとともに、生活保護受給に至る前の早い段階での援助、支援を行います。

施策３－５ 高齢者の自立と社会参加の支援

（１）施策の目的

高齢者が生きがいを持ち、自立した生活を送れるよう、高齢者の積極的な社会参加を支援するとともに、在宅福祉の推進と介護サービスの質の向上に努めます。

（２）現状と課題

平成２６年４月１日現在、本市の高齢化率（６５歳以上の人口が総人口に占める割合）は２２．１％ですが、平成３１年には２３．３％になると推計され、高齢社会が進展する中で、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者は一層増加していくものと見込まれます。

このような状況の中、すべての高齢者が生きがいのある充実した生活が送れるよう、優しさと思いやりのある地域福祉の実現を目指し、総合的な高齢者福祉施策を推進する必要があります。

生きがい対策については、健康寿命の延伸、介護予防などの観点からも、仲間づくりや外出の促進を支援する、また、高齢者が長年にわたって蓄積した知識や経験を生かし、一定の役割を果たして地域社会に貢献する機会を提供することなどが大切となります。

在宅福祉対策については、市独自の在宅支援サービスを推進するとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で家族とともに尊厳をもって安心して暮らせるよう、認知症地域支援推進員を配置し、支援体制の構築を図る必要があります。

介護対策については、高齢者ができる限り寝たきりや認知症などの介護が必要な状態にならないよう、介護予防事業に取り組むとともに、支援や介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した在宅生活が維持できるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

また、介護予防・生活支援サービスの質の向上や基盤整備を推進しながら、介護給付と介護サービスの適正化を図り、介護保険制度の円滑な運営に努める必要があります。

(3) 施策の展開

ア 生きがい対策

- ・老人クラブ活動の支援
- ・趣味クラブ活動の支援
- ・シルバー人材センターの運営支援
- ・シルバーサロンの充実
- ・シルバースポーツの推進
- ・高齢者の学習活動への参加推進
- ・老人憩の家、老人研修センターの利用促進
- ・世代間交流の推進
- ・地域福祉づくり事業の推進
- ・高齢者活動情報の提供
- ・健康増進施設利用料の助成
- ・真岡鐵道による各市町施設相互利用の促進

イ 在宅福祉対策

- ・老人給食サービス事業の充実
- ・高齢者やすらぎ事業の推進
- ・緊急通報システムの整備充実
- ・ねたきり在宅者等介護手当の支給
- ・ねたきり高齢者等紙おむつの給付
- ・生きがい活動支援通所事業の推進
- ・軽度生活支援事業の推進
- ・高齢者等外出支援事業の推進
- ・地域包括支援センターによる支援
- ・認知症対策の推進
- ・認知症地域支援推進員の配置

ウ 介護対策

- ・介護予防の推進
- ・介護給付と介護サービスの適正化
- ・被保険者への情報提供及び相談業務の充実
- ・地域における介護サービス基盤の整備充実
- ・地域包括ケアシステムの構築推進
- ・自治会、ボランティア、NPO等との連携

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
社会参加している高齢者数 高齢者人口に占める割合	7,016人 39.9%	8,000人 42.8%	984人 2.9
介 護 認 定 者 数 高齢者人口に占める割合	2,608人 14.8%	2,805人 15.0%	197人 0.2

(5) 計画期間における指標

区 分		基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
高齢者人口(65歳以上)		17,582人	18,700人	1,118人
ひとり暮らし高齢者数		1,373人	1,460人	87人
高齢者のみ世帯数		2,876世帯	3,059世帯	183世帯
老人クラブ	ク ラ ブ 数	84クラブ	90クラブ	6クラブ
	会 員 数	2,759人	2,900人	144人
老人趣味 ク ラ ブ	ク ラ ブ 数	9クラブ	12クラブ	3クラブ
	会 員 数	174人	220人	46人
シルバー人材センター会員数		447人	460人	13人
地域包括支援センター数		1カ所	3カ所	2カ所
グループホーム数		6カ所 (54床)	8カ所 (90床)	2カ所 (36床)
介護老人福祉施設数		7カ所 (310床)	9カ所 (408床)	2カ所 (98床)
デイサービスセンター数		26カ所	30カ所	4カ所
介護老人保健施設数		3カ所 (300床)	3カ所 (300床)	0カ所 (0床)

介護保険事業の推移

区 分	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
前期高齢者数(65～74歳)	9,169人	10,057人	888人
後期高齢者数(75歳以上)	8,413人	8,643人	230人
介 護 認 定 者 数	2,608人	2,805人	197人
介護サービス総費用	4,302,848千円	5,110,435千円	807,587千円
1人当たり総費用	1,650千円	1,822千円	172千円
標準給付費	4,244,213千円	5,040,794千円	796,581千円
1人当たり標準給付費	1,627千円	1,797千円	170千円

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民
 - ・地域活動やボランティア活動に関心を持ち、自分の持つ知識や技術を活かせる地域活動に、積極的に参加します。
 - ・高齢者の社会参加を支援するとともに、積極的に生活支援の担い手となります。
- イ 行政
 - ・地域活動の拠点となる自治会への支援を強化し、地域での助け合いや見守り活動を促進します。
 - ・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援体制の構築を図ります。
 - ・高齢者ができる限り介護が必要な状態にならないよう、介護予防事業に取り組みます。
 - ・高齢者本人やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

施策３－６ 健康づくりの推進

(１) 施策の目的

市民が生涯にわたり、健康でいきいきと暮らすことができますようにします。

(２) 現状と課題

本市では、市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という意識を基本とし、健康づくりの実践計画「真岡市健康２１プラン」を策定し、栄養、運動、こころの健康づくりをはじめ、歯の健康、喫煙、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病を予防し健康を増進するために、生涯の各期に応じた保健事業を積極的に推進しています。

また、市民主体の地域ぐるみの健康づくり事業や健康推進員、食生活改善推進員の活動も積極的に推進されています。

健康に対する意識が徐々に高まり、健康診査やがん検診の受診者数も年々増加していますが、生活習慣を起因とする脳卒中の死亡率は依然として高く、がんや心臓病の死亡者数も増加傾向にあります。

こうした中で、高齢社会に対応し、生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことができるよう、各世代における健康を増進し、疾病の予防、早期発見、重症化予防などの保健事業を計画的に推進し、壮年期死亡の減少を図るとともに、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命の延伸を図ることが重要です。

がんや心臓病、脳卒中は、生活習慣の見直しや健康診査の受診により、病気の発症や早期発見による重症化の予防ができることから、今後は、健康づくりや生活習慣病予防の啓発活動をより一層推進するとともに、健康診査の受診勧奨の徹底、体制の整備、また健診後の保健指導の強化を図っていく必要があります。

また、生活環境の変化や国際化の進展に伴って、新型インフルエンザなどの感染症が発生した場合、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、感染症対策の更なる強化が重要になっています。

(３) 施策の展開

ア 「真岡市健康２１プラン」事業の推進

- ・健康意識の啓発と健康づくりの推進
- ・生活習慣病の予防
- ・歯科保健の推進
- ・心の健康づくりの推進
- ・健康づくりウォーキング事業の推進
- ・健康推進員、食生活改善推進員の活用

イ 健康診査等の推進

- ・特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・がん検診の推進
- ・後期高齢者健康診査・保健指導の推進

ウ 総合福祉保健センターの活用及び整備充実

エ まちなか保健室の活用

オ 健康増進施設の利用促進

カ 感染症対策の推進

キ 結核対策の推進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基準年次 (平成25年度)	目標年次 (平成31年度)	増 減
特定健康診査受診率 (国保被保険者で40歳～74歳)	38.7%	60%	21.3
特定健康診査受診率※1 (上記対象者から糖尿病等で治療中のものを除く)	43.0%		17.0
メタボリックシンドロームの該当者・予備群者の割合	29.8%	22.5%	△7.3
健康推進員による地域活動への市民の参加者数(延べ人数)	30,515人	32,000人	1,485人
健康で元気に暮らしていると思う市民の割合※2	80.2%	83.0%	2.8
健康づくりに取り組んでいる市民の割合※2	83.5%	86.0%	2.5
悪性新生物(がん)の死亡率 (人口10万人あたり)※3	299.7人	285.0人	△14.7人
心疾患(心臓病)の死亡率 (人口10万人あたり)※3	159.7人	157.0人	△2.7人
脳血管疾患(脳卒中)の死亡率 (人口10万人あたり)※3	152.3人	125.0人	△27.3人

※1生活習慣病(糖尿病、脳血管疾患、心疾患等)で治療継続中の場合は、医療管理下において、定期的な検査を受けていることから、対象者から除外した

※2市民意向調査結果による数値

※3死因別死亡率= $\frac{\text{ある死因の死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$

(5) 計画期間における指標

区 分	基準年次 (平成25年度)	目標年次 (平成31年度)	増 減
特定健康診査対象者数	16,254人	14,254人	△2,000人
健康推進員数	155人	155人	0人

(6) 市民と行政の役割分担

- ア 市民 ・「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康づくり活動に積極的に参加するとともに、年に1度の健康診査を受診し、自らの健康管理を行います。
- イ 行政 ・市民が健康でいきいきと暮らすことができるよう、「真岡市健康21プラン」を積極的に推進します。
 - ・疾病の予防や早期発見のために、健康診査や保健指導が受けやすい環境づくりに努めます。

施策３－７ 地域医療体制の充実

(１) 施策の目的

地域医療の体制を整備し、身近な医療から高度・専門医療まで、様々な段階の医療を、いつでも安心して受けることができるようにします。

(２) 現状と課題

ア 医療・医療施設

医療を取り巻く環境は、高齢社会の進展などにより、大きく変化しています。

また、医療の高度化・専門化により、市民がより設備の整った病院での受診を指向する傾向が見られる一方、身近なところでより早く適切な医療を受けることができる「かかりつけ医」など、地域に密着した医療も求められています。

本市では、市民が生涯にわたって受けられる地域完結型の医療を目指し、県や医師会など関係機関と連携し、救急医療の充実や、医療供給体制の構築を図るとともに、市民に対しては、かかりつけ医の推奨などの啓発活動を行い、地域医療の充実を図っていく必要があります。

人口１０万人あたりの病院・診療所・歯科診療所・薬局数（平成２４年度）

	病院			診療所			歯科 診療所	薬局
	施設数	病床数		施設数	病床数			
		一般	療養		一般	療養		
栃木県	5.5 ㌦所	619.2 床	206.6 床	72.4 ㌦所	102.6 床	5.5 床	50.7 ㌦所	39.8 ㌦所
県東・央	5.5 ㌦所	548.7 床	245.8 床	81.0 ㌦所	114.3 床	7.4 床	55.3 ㌦所	38.5 ㌦所
真岡市	3.7 ㌦所	733.6 床	132.5 床	76.1 ㌦所	148.4 床	19.6 床	43.0 ㌦所	56.5 ㌦所

人口１０万人あたりの医師・歯科医師・薬剤師数（平成２４年度）

	医 師	歯科医師	薬剤師
栃木県	2 1 5 . 0 人	6 6 . 0 人	1 8 6 . 0 人
県東	1 2 1 . 4 人	5 6 . 3 人	1 4 1 . 8 人
真岡市	1 6 5 . 8 人	5 5 . 3 人	1 7 6 . 9 人

イ 医療保険

国民健康保険は、社会保険などに加入していない主に自営業者などを対象として、地域保険として重要な役割を果たしています。

しかし、疾病構造の変化や医療技術の進歩などにより医療費が増加する一方で国保財政は保険税収納率の伸び悩みにより依然として厳しい状況となっています。

国では、国保財政基盤強化のため、財政運営を広域化する方向で検討していますが、今後も国保会計の財政確保と医療費の適正化に務め、安定的な国保事業の運営を行っていく必要があります。

また、後期高齢者医療については、市の人口が減少化にある中で後期高齢者の占める割合は増加し、医療費が増加していくことが予測されます。安心して必要な医療を受けることができるようにするため、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、窓口業務や保険料徴収などを適切に実施する必要があります。

(3) 施策の展開

ア 医療・医療施設

- ・芳賀地区救急医療センター（急患センター）の機能強化の支援
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との協力体制の充実
- ・かかりつけ医の推奨
- ・電話健康医療相談事業の普及啓発
- ・病院群輪番制病院（二次救急医療機関）の機能強化の支援
- ・小児救急拠点病院の機能強化の支援
- ・AED（自動体外除細動器）の普及啓発

イ 医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）

- ・保険給付の適正化
- ・保険税収納率の向上
- ・被保険者へ制度の周知や広報活動
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進

(4) 施策の成果目標

指 標 名	基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
かかりつけ医をもっている市民の割合※	77.4%	82.5%	5.1
市内の医療体制に満足している市民の割合※	76.7%	82.0%	5.3
国保税収納率	89.0%	90.0%	1.0

※市民意向調査結果による

(5) 計画期間における指標

区 分		基 準 年 次 (平成25年度)	目 標 年 次 (平成31年度)	増 減
施設数	病院数	3カ所	3カ所	3カ所
	診療所数	63カ所	63カ所	63カ所
	二次救急拠点病院 (地域周産期・小児救急)	1カ所	1カ所	1カ所
	在宅療養支援診療所	6カ所	6カ所	6カ所
	訪問看護ステーション	2カ所	2カ所	2カ所
国民健康保険世帯数		12,763世帯	12,455世帯	△308世帯
国民健康保険被保険者数		25,048人	22,560人	△2,488人
後期高齢者医療制度被保険者数		8,692人	9,900人	1,208人
国保被保険者年間1人当たりの医療費		195,638円	231,627円	35,989円
後期高齢者年間1人当たりの医療費		787,523円	866,214円	78,691円

(6) 市民と行政の役割分担

ア 市民 ・「かかりつけ医」をもって医療の適正受診に努めます。

イ 行政 ・日頃から何でも相談できる「かかりつけ医」を持つよう普及啓発に努めます。

・救急医療体制の維持のため、救急医療機関を支援するとともに、初期救急医療と二次救急医療の適正な利用について啓発に努めます。

・医療保険制度の内容を広く市民に周知し、医療費の適正化と収納率の向上に努めます。